主 文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人鶴和夫上告趣意について。

被告人がAと五等親の親族関係にあることは所論のとおりであるが、被告人の住居は福岡市 a 町 b 番地であり A は同町 c 番地に住居しているものであることは記録上明らかなところであるからたとい所論のように僅々数日間両人が相携えて福岡市の住居地から佐世保市、d 町等へ旅行しその間起居を共にしたとの事実があるとしても、それだけでもつて刑法の適用上両人を同居者の親族として取扱うべきだという主張はとうてい首肯し得ないところである。されば原審が被告人に対して所論刑法第二五七条を適用しなかつたからといつて、原判決には所論のような擬律錯誤の違法あるものとはいえない。次に原審公判廷において、被告人が A と同居の親族であるという点については被告人は勿論弁護人からも何等主張していないのであるから、原審がこの点についての判断を明示しなかつたからといつて、原判決には所論のような判断を遺脱した違法があるとはいえない。論旨は理由がない。

よつて旧刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二四年七月七日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 沢
 田
 竹
 治
 郎

 裁判官
 真
 野
 毅

 裁判官
 岩
 松
 三
 郎